

耐震改修工事をされる方へ

耐震改修工事見積書及び耐震改修工事の依頼があった場合の注意点

補助対象となる耐震改修工事は、一般診断又は精密診断法による耐震診断により地震に対する安全性の評価を行った結果、上部構造評点が1.0未満の住宅を1.0以上にするための工事です。耐震改修設計図書等により、耐震改修工事の見積、耐震改修工事を行って下さい。

1 主に次の工事が補助事業に該当します。

- ・筋交い及び構造用合板等による壁の補強
- ・金物等による補強
- ・基礎の補強
- ・屋根の軽量化
- ・壁補強工事による壁の破壊、復旧費

※耐震化のために必要な壁等の破壊復旧については、仕上材は現況のものと同等のものを使用してください。現況のものよりグレードアップしたものは補助対象となりません。

2 補助事業の対象とならない工事の例

- ・無筋コンクリート造の基礎の軽微なひび割れ補修
- ・割れ、欠け、ずれのある瓦屋根を瓦で部分補修、葺き替え
- ・割れのあるサイディング壁のシーリング補修
- ・樋、バルコニー等、耐震性能に影響のない部材の補修

3 工事写真について

耐震改修の設計図書のとおり工事が適切に行われているのかを確認するため、工事写真の提出が必要です。工事写真がない時には、補助の対象とならない場合があります。

着手前	・工事着手前の状況が分かる室内等の全景写真
補強材料、仕上材	・既存の仕上状況が確認できる写真（補強箇所ごと）
仕上材等の解体時	・既存の壁内の状況が確認できる写真（補強箇所ごと）
補強部材取付作業時	・補強部材の取付の作業状況が確認できる写真（補強箇所ごと）
補強部材取付完了時	・補強状況（取付状況）が確認できる写真（補強箇所ごと）
補強工事完了後	・完了後の全景写真（着手前に撮影した同場所から撮影） ・補強部分の補強後の仕上げ状況が確認できる写真（補強箇所ごと）